

学校感染症

学校感染症：学校保健安全施行規則第18条で定められている感染症

学校は感染が流行しやすい集団生活の場です。

文部科学省では、学校で特に注意をしなければならない感染症を次の3つに分類しています。

- <第1種> 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の1類感染症と結核を除く2類感染症
- <第2種> 空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症
- <第3種> 第1種、第2種以外のもので、学校で流行しやすい感染症

	対象疾病	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・ゴング出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）	
	鳥インフルエンザ （病原体がA型インフルエンザウイルスで、その血清亜型がH5N1であるものに限る。）	

	対象疾病	出席停止期間の基準
第2種 ※1	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべてに発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1 ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。

	対象疾患	出席停止期間の基準
第3種 ※2	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎	
	その他の感染症	

※2 第3種の「その他の感染症」は、学校医が状況により感染拡大を防ぐために必要と認めたもの。

学校感染症にり患した場合は

学校感染症の発症疑い



医療機関を受診



学校感染症発症と診断



学校（担任の先生）へ連絡



主治医の指示に従い、療養する



証明書は担任の先生へ提出する